

院内保育所運営委託業務について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年3月4日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
院内保育所運営委託業務
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
京都府立医科大学附属北部医療センター院内保育所（看護師寮（若葉寮）1階）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等
〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター事務部経営企画課
電話番号 (0772) 46-3371
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成2年3月4日（水）から令和2年3月13日（金）まで
土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 審査基準日（平成31年4月1日）において、法人等設立して5年以上経過しており、公立・公的病院の院内保育所の良好な運営実績が3年以上あり、かつ現在も継続して運営している者
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 確認申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者

4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 受付期間 令和2年3月4日（水）から令和2年3月13日（金）まで
土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）。

イ 提出場所 2の(1)に同じ

(2) 確認資料

確認申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(イ) から (オ) に掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 営業実績調書

イ 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後见人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあっては府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

オ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあっては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合にあっては委任状

(3) 確認通知

資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。

(4) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格を有すると認定された者は、平成31年度京都府立医科大学附属北部医療センター院内保育所運営委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年3月23日（月）午前11時

イ 場所

京都府立医科大学附属北部医療センター内 地域医療センター（本館3階）

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

ウ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが

判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3) 詳細は、入札説明書・仕様書による。

(4) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。